

令和6年度 第1回入間市文化財保護審議委員会 ＜次 第＞

日 時 令和6年7月11日(木)
午後 2 時～4 時
会 場 博物館 会議室

1 委嘱式

- (1) 開 会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 教育長あいさつ
- (4) 委員紹介

2 文化財保護審議委員会

- (1) 正副委員長の選出
- (2) 正副委員長のあいさつ
- (3) 議 題
 - (ア) 文化財保護審議委員会の運営について〔資料 1・P.1～2〕
 - (イ) 入間市指定文化財の指定候補について〔資料 2・3・P.3～7、参考1〕
 - (ウ) 「旧石川組製糸西洋館保存活用計画」の改定について〔資料 4・P.8、参考 2 〕
 - (エ) その他
- (4) 報 告
 - (ア) 令和 5 年度文化財保護事業及び活用の状況について〔資料5・P.9～11〕
 - (イ) 令和 6 年度文化財保護事業及び活用の計画について〔資料6・P.12～13〕
 - (ウ) 新規指定文化財の指定について〔資料7・P.14〕
 - (エ) 埼玉県文化財保護協会の優良文化財保護団体表彰について
 - (オ) その他

3 その他

4 閉 会

文化財保護審議委員会の運営について

1 入間市文化財保護条例、入間市文化財保護条例施行規則について

会議は入間市文化財保護条例、入間市文化財保護条例施行規則に基づいて、設置されています。10人の委員で組織され、任期は2年です。委員長、副委員長は、委員の互選により決めていただきます。会議は委員長が召集することになります。会議は、年間3回開催します。

なお、文化財保護審議委員会委員は、地方公務員法に定める非常勤の特別職となります。

2 報酬と費用弁償について

会議に出席いただいた時は委員報酬と費用弁償が支払われます（入間市教育委員会が任命する教育公務員を除く）が、後日口座振込とさせていただきます。

○支給額（1回あたり）

	委員報酬	費用弁償	合 計
委 員 長	7, 5 0 0 円	1, 0 0 0 円	8, 5 0 0 円
委 員	7, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円

3 会議運営に係る内容について

（1）委員の席順について

委員の席順は、委員名簿順にしたいと思います。

（2）会議録の作成について

会議の内容を記録するため、要点記録による会議録を作成します。

事務局で会議の経過、決定事項等について記述した会議録を作成し、委員長・副委員長に内容を確認してもらい、署名していただきます。

（3）会議の公開について

「入間市情報公開条例」及び「入間市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、会議は、公開するものとします。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではありません。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議、審査、調査等をする場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合
- (4) 会議日程及び会議録の公表
会議の開催の公表については、開催日の1週間前までに、庁舎における掲示等により行います。会議録についても市民の閲覧に供しています。
- (5) 文化財保護審議委員会委員に係る情報の公開について
委員名簿として外部へ提供して差し支えないものを、あらかじめ確認いただいた上で、作成したいと思います。氏名、委員長、副委員長について掲載したいと思います。

(参考)

情報公開制度は、「情報の原則公開」の立場にたつものですが、情報によっては、公開することにより、個人のプライバシーの権利を侵害するものもあることから、これらの個人に関する情報は、原則公開の例外として取り扱うものとし、公開しないことができる情報としています。※個人に関する情報とは、住所、氏名、学歴、職歴、財産権等をいう。

なお、文化財保護審議委員会委員は、地方公務員法に定める非常勤の特別職となることから、委員の選出区分、氏名及び役職（委員長、副委員長）については、公開することになると思います。

- (6) 会議の出欠席について
会議の出欠については、期日までに事務局へご連絡ください。

市内文化財調査票		提出者					
		提出年月日	令和	年	月 日		
種別	1. 有形文化財	2. 無形文化財	3. 有形民俗文化財				
	4. 無形民俗文化財	5. 史跡	6. 名勝	7. 天然記念物			
名称	(通称でも可)						
数量または大きさ							
所在地							
所有者 (または管理者)							
	住所						
	氏名						
文化財の由来および現状							
推薦する理由							
参考文献							
*所在地図・参考文献・写真などあれば添付してください。							

指定文化財候補推薦一覧表

参考1

網掛けは、指定済み

No.	文化財の名称	種別	数量	所在地	所有者（管理者）氏名	由来等	市指定年月日
1	シイ	天然記念物	1	新久717-1（龍門寺境内）	龍門寺		
2	クスノキ	天然記念物	1	小谷田1524	入間市教育委員会 東金子小		
3	クスノキ	天然記念物	1	春日町1-6（春日神社境内）	春日神社	目通り3.6m根回り9.6m樹高19m樹齢100年	
4	キャラボク	天然記念物	1	豊岡1-16-1（市役所内）	入間市		
5	ヒメザゼンソウ	天然記念物		宮寺897-1（狭山丘陵）	西武鉄道(株)	県内最大の群生地	
6	ヒロハアマナ	天然記念物				県内でもほとんど絶滅している貴重な植物	
7	彰義隊遭難者の碑 付地蔵	史跡	1	豊岡1-15-1（豊岡高校内）	豊岡第三区	明治維新時の彰義隊の動きを知る貴重な史料	平成15年8月1日
8	納経帳付巡礼供養塔	古文書	1	（納経帳）小谷田656-6 （巡礼供養塔）小谷田4-7-20	（納経帳）小谷田 （巡礼供養塔）小谷田	巡礼のコースがわかり、当時の民間信仰をうかがうことができる。	平成8年4月1日
9	千人同心道中着 付古文書	有形	1			日光東照宮の警備にあたった千人同心の羽織、袴	平成15年8月1日
10	佐佐木信綱の歌碑	史跡	1	豊岡3-10-10（市民会館脇）	入間市	文学博士佐佐木信綱氏が霞川を詠んだ歌碑	
11	愛宕神社祭礼用の幟 勝海舟	有形民俗	2	入間市博物館	入間市博物館	明治22年4月勝海舟安芳拝書	
12	愛宕神社祭礼用の幟 黙旨	有形民俗	2	入間市博物館	入間市博物館	市内最古の幟	
13	芭蕉句碑	有形	1	豊岡3-7-22（愛宕神社境内）	愛宕神社	市内にある芭蕉の句碑5基のうち最古	
14	日本キリスト教団武蔵豊岡教会	建造物	1	河原町8-6	武蔵豊岡教会牧師	石川幾太郎の援助により建てられた大正時代の建造物	
15	宮寺カトリック教会堂	建造物	1	宮寺2837		カトリック教会としては、県内最初に建てられた建造物	
16	川口家住宅	建造物	1		宮寺	江戸時代の名主住宅の典型的な様式をとどめる	
17	石川製糸の西洋館	建造物	1	河原町13-13	入間市	大正10年に上棟された県内屈指の代表的建造物	（国登録・平成13年11月20日）
18	扇町屋上町愛宕神社祭礼幟	有形民俗	2	入間市博物館	入間市博物館	明治23年4月(1890) 揮毫者 勝海舟	
19	久保稲荷神社幟	有形民俗	2	久保稲荷神社	愛宕神社総代	明治43年4月(1910) 揮毫者 粕谷義三	
20	白髭神社旧本殿	建造物	1	野田562	白髭神社氏子総代	寛永13年(1636)建造	平成15年8月1日
21	山王塚石仏群	有形民俗	12	野田924-4	高正寺	市内最古の庚申塔(寛文8年1668)を含む石仏群	平成26年6月1日

令和6年6月1日現在

No.	文化財の名称	種別	数量	所在地	所有者（管理者）氏名	由来等	市指定年月日
22	金山神社神像	有形	1	■■■■■	野田 ■■■■	江戸時代の製作か。※市内仏像・神像調査結果参照	
23	芭蕉句碑	有形	4	小谷田中野原稲荷神社境内他3ヶ所	各神社氏子総代	市内の文化水準の高かったことを知る資料として重要	
24	鉄製不動明王立像	有形	1	豊岡2-2-8（長泉寺）	長泉寺住職	室町時代の作と思われる	平成22年6月1日
25	春日神社の幟旗	有形民俗	2	春日町1-6-3（春日神社）	神社総代	明治28年4月(1895) 揮毫者 巖谷修	
26	法華経一万部供養塔	有形	1	黒須2-3（黒須旧大行寺墓地内）	宮前町 ■■■氏	約240年前に建立されたもの	
27	野田の大ケヤキ	天然記念物	約10	野田上橋際		うち1本はケヤキの仲間では市内第一の老大木	
28	田中家のキャラボク	天然記念物	1	■■■■■	宮寺 ■■■■	樹齢約200年でこの種では市内第一の老大木	
29	八幡神社の鳥居	有形	1	上谷ヶ貫679（八幡神社）	神社氏子総代	元文4年(1739)の銘あり。旗本大久保山城守寄進	
30	寿昌寺観音堂	建造物	1	二本木1255（寿昌寺）	寿昌寺住職	文政5年(1822)に笹井観音堂に建立（棟札）あり	
31	阿弥陀一尊図像板碑	考古資料	1	宮寺1544-1（西久保観音）	観世音協力会	弘安11年(1288)の銘あり	
32	阿弥陀三尊板碑	考古資料	1	宮寺489（西勝院）	西勝院住職	大型板碑でかつ改造板碑	
33	西勝院の鰐口	工芸品	1	宮寺489（西勝院）	西勝院住職	元禄3年(1690) 銘 古鰐口で旧宮寺大御堂のもの	
34	三輪神社拝殿の天井絵	工芸品	1	中神345（三輪神社）	三輪神社宮司・氏子総代	龍を描く。小沢翠岳（弥吉、琴山の父）の作	平成15年8月1日
35	竜門寺観音堂の天井絵	工芸品	1	新久717（竜門寺）	竜門寺住職	花鳥を格天井に描く。田代嵩山の作。解体し、博物館で所蔵	
36	九変化扁額	工芸品	1	高倉3-3-4（高倉寺）	高倉寺住職	天保4年3月に九変化を演じた時の看板。	平成24年3月30日
37	大森山額 崇巖寺額	工芸品	各1	宮寺609（清泰寺）	清泰寺住職	黄檗宗本山万福寺二世木庵（もくあん）の書。	
38	木太刀	工芸品	1	木蓮寺878（桂川神社）	桂川神社 氏子総代	長さ362cm幅24cm 大山信仰を物語るもの。	
39	旗本土屋氏の墓	史跡	1	宮寺2329	長久寺住職	初代利常から10代利溥までの墓石。	平成13年7月1日
40	旗本朝比奈氏の墓	史跡	1	下藤沢朝比奈霊園		近世旗本支配の遺跡	
41	旗本長尾氏の墓	史跡	1	宮寺1934（坊太子堂）		近世旗本支配の遺跡	
42	No.10と同じ	史跡					
43	富田鑑七の墓	史跡	1	扇町屋2-3（長泉寺墓地）	長泉寺住職	明治末～大正にかけての剣道師 範富田氏の墓	
44	北狭山茶場碑	史跡	1	新久717（竜門寺）	竜門寺住職	建立昭和11年 狭山茶の記念碑	
45	狭山茶場碑	史跡	1	中神681（豊泉寺）	豊泉寺住職	建立昭和46年 狭山茶の記念碑	

No.	文化財の名称	種別	数量	所在地	所有者（管理者）氏名	由来等	市指定年月日
46	蟻友句碑	史跡	1	扇町屋4-1	扇町屋 〇〇〇〇	嘉永7年(1854)建立 江戸時代後期の文人吉原蟻友句碑	
47	野井句碑	史跡	1	中神345（三輪神社）	三輪神社宮司・氏子総代	明治41年建立 江戸～明治の文人浅見野井の句碑	
48	No.9と同じ	有形					
49	黒須馬頭坂供養塔	史跡	3	黒須1丁目		黒須馬頭坂の改修記念碑(明治45年)	
50	藤沢橋石仏群	史跡	4	上藤沢藤沢橋際		古い大日如来像と道標を兼ねた石橋供養塔は珍しい	平成15年8月1日
51	宮寺おまん坂大日如来像	有形民俗	2	宮寺おまん坂上		慶安3年(1650)のものは石仏では市内最古	平成13年7月1日
52	阿弥陀仏三尊石仏	有形民俗	1	仏子1511（高正寺）	高正寺住職	石像三尊は珍しい	
53	石造閻魔大王像	有形民俗	1	二本木1255-1（寿昌寺）	寿昌寺住職	享保15年4月 二本木、大森両村の念仏の衆及び村民が建立 丸彫 総高120cm 像高80cm	平成8年4月1日
54	千日回向塔（名号塔）	史跡	1	春日町2-9-1（蓮華院）	蓮花院住職	高さ144cm 笠付角柱 延宝9年(1681)銘	平成28年6月1日
55	鳥獣供養塔	史跡	1	木蓮寺874（瑞泉院）	瑞泉院	高さ36cm 角柱 天保7年(1836) 銘	
56	長福寺の百体地藏	有形民俗	100	二本木1217（長福寺）	長福寺住職	高さ127cm 明治30年建立 施主などの銘あり	
57	西久保観音の地下式坑	史跡	2	宮寺1544-1（西久保観音境内）	宮寺1544 観音協力会	古墳時代のものか	
58	石橋供養塔	史跡	1	宮寺1757（〇〇〇〇）		高さ82cm 明治5年坊村中建立	
59	No.8と同じ						
60	結界石	史跡	6	高倉3-3-4 高倉寺他5ヶ寺	高倉寺他5ヶ寺住職	駒形、角柱、高さ152cm 延享元年(1744)銘	
61	般若心経供養塔	史跡	1	宮寺1934（坊太子堂）	宮寺1932	高さ160cm 明治13年 良玄筆	平成12年4月1日
62	大般若経	古文書	600巻	宮寺1934（坊太子堂）	宮寺1932	嘉永7年(1854)購入 延宝5年(1677)の鉄眼版	平成12年4月1日
63	彰義隊遭難碑	史跡	1	豊岡1-15-1（豊高正門前）	入間市	板石77cm 大正10年 本多晋	平成15年8月1日
64	狐塚	史跡	1 対	久保稲荷4-3-23（久保稲荷神社）	久保稲荷神社総代	天保13年(1842) 銘	
65	力石	有形民俗	7	宮寺1544-1（西久保観音境内）他	各神社総代	寛政9年(1797) の銘あるものあり	
66	宝篋印塔（〇〇〇〇）	史跡	11	高倉3丁目（〇〇〇〇）		江戸時代初期、高倉村を領した高室氏の墓といわれている。昭和40年には14基あった	

No.	文化財の名称	種別	数量	所在地	所有者（管理者）氏名	由来等	市指定年月日
67	ムクロジ（宮寺）	天然記念物	1	宮寺（入間市博物館より歩いて5分の所）		実ははねつきの玉としてかつて利用された。珍しい木であり、現在たくさんの実をつけている。	
68	ケンボナシ（宮寺）	天然記念物	1	J Aいるま野宮寺支店、宮寺保育所近く（コスモガソリンスタンドの反対側）		実は甘く食べられる。市内でも珍しい木であり、現在たくさんの実をつけている。	
69	ケヤキ（南峯）	天然記念物	1	南峯（ヤクルト広場）		公園の中に保護されている。姿・形がよい木である。	
70	江戸期領主五味氏の墓	史跡	4	小谷田1437（東光寺）		伝承によると、江戸初期小谷田村の領主だった五味備前守一族の墓石という。	
71	久保稲荷神社の絵馬	有形	1	久保稲荷4-3-25（久保稲荷神社）	愛宕神社宮司	歌川貞国の描いた大絵馬「江戸町人の正月風景」	
72	明王寺の俳句額	有形	1	小谷田（明王寺）	小谷田 ■■■■	当地近在の春秋庵門下の俳人と白雄の弟子の句	平成24年3月30日
73	氷川神社本殿 付棟札	建造物	1	高倉4-4-1（氷川神社）	氷川神社宮司	一間社流造り。現本殿では市内最古級。明和5年建立。	平成22年6月1日
74	「下詠草」 外増田家の古文書	古文書		小谷田	小谷田 ■■■■	万延元年（1860）季秋庵我友の旅日記。道中を生き生きと表現した点が極めて稀。	
75	「豊岡町長日誌」	古文書	3	入間市博物館	豊岡 ■■■■	昭和17～21年。戦中戦後の町政、実情を知る貴重史料	
76	「行脚独案内」外吉原家の古文書	古文書		扇町屋	扇町屋 ■■■■	大保14（1843）～13年吉原蟻友の旅日記。記述の量・内容とも他を凌駕する。	
77	木造伝薬師如来坐像	有形	1	宮寺609（清泰寺）	清泰寺住職	平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて流行した定朝様を顕著に表す。	
78	No.2 4と同じ	有形	1	豊岡2-2-8（長泉寺）	長泉寺住職		平成22年6月1日
79	春日神社本殿付棟札	建造物	1	春日町161	春日神社氏子総代	小谷田・高倉氷川神社本殿と同時期の江戸時代中期に建てられた本殿。	平成26年6月1日
80	金子白鬚神社本殿	建造物	1	寺竹853	白鬚神社氏子総代	金子氏ゆかりの社と伝わる慶長11年（1606）再建の棟札が残る。 ※調査の結果、江戸時代後期以降の建築様式と判明。	
81	野田山王塚石造物群	史跡	1	野田924-4	高正寺	江戸時代中期から大正にかけて造立された石造物群。とくに庚申塔は、市内最古のものを含めて7基が所在しており、形態の変化を見ることができる。	平成26年6月1日

No.	文化財の名称	種別	数量	所在地	所有者（管理者）氏名	由来等	市指定年月日
82	霞川段丘崖斜面希少植物群落	天然記念物	1	扇町屋三丁目		霞川の段丘崖に位置し、湧水を利用して、埼玉県の絶滅危惧植物5種を含む230種以上の植物が自生している。	
83	茶場後碑（重建茶場碑）	史跡	1	宮寺1-1（出雲祝神社）	出雲祝神社宮司	狭山茶場の再興を記した「重開茶場碑」を後補するものとして、明治9年（1876）に建てられた碑。	平成26年6月1日 ※「重開茶場碑」に追加指定
84	木造千手観音菩薩立像	有形	1	春日町2-9-1（蓮花院）	蓮花院住職	観音堂の本尊。天文16年（1547）に仏師長慶により造立された。	平成28年6月1日
85	西久保家旧蔵古今雛	有形民俗	1	二本木100	入間市博物館	江戸時代後期の文政5年（1822）銘のある一對の古今雛。	平成28年6月1日
86	No.6 4と同じ	有形民俗	1	久保稲荷4-3-23（久保稲荷神社）	久保稲荷神社 神社総代	天保13年（1842）造立。石工は扇町屋宿の安藤茂兵衛。当時の神社信仰の地域的広がりが分かる。	平成28年6月1日
87	No.1 5と同じ	建造物	1	宮寺2837		明治43年（1910）に、カトリック教会としては県内最初に建てられた教会堂。	
88	No.5 4と同じ	史跡	1	春日町2-9-1（蓮花院）	蓮花院住職	千日回向の念仏講の記念碑として延宝9年（1681）に建てられた名号塔。	平成28年6月1日
89	円照寺発句額	有形	1	野田158（円照寺）	円照寺住職	市内最古の俳句額。飯能村の人々により催された「連歌」の会の句が記されている。	
90	寿昌寺石造地藏立像	有形民俗	1	二本木1255-1（寿昌寺）	寿昌寺住職	寛文10年（1670）。市内最古の地藏立像である。	
91	出雲祝神社本殿	建造物	1	宮寺1（出雲祝神社）	出雲祝神社宮司	江戸時代後期に再建されたもので、市内最大の本殿建築である。	
92	木造観音菩薩立像	有形	1	二本木1255-1（寿昌寺）	寿昌寺住職	寿昌寺観音堂の本尊。14世紀末頃の詫間法眼作と推定される。	平成30年7月1日
93	粕谷義三の幟	有形	1	久保稲荷4-3-23（久保稲荷神社）	久保稲荷神社宮司	市内に残る5組の粕谷義三揮毫の幟のうち最も古い明治43年（1910）4月に書かれたもの。	
94	旧石川組製糸西洋館	建造物	1	河原町13-13	入間市（入間市教育委員会）	石川組製糸が外国商人を招くために、大正10年（1921）頃に建てた洋風木造建築の迎賓館。	
95	石川洋行所有の旧繭蔵	建造物	1		黒須	大正7年（1918）に石川幾太郎の二男権吉により建てられた木造3階建ての繭蔵。	

No.	文化財の名称	種別	数量	所在地	所有者（管理者）氏名	由来等	市指定年月日
96	石川洋行母屋	建造物	1		黒須	石川組製糸本店工場の事務所を移築した木造2階建ての純和風家屋。	
97	石川家芳名帳	有形	2	二本木100	入間市（入間市教育委員会）	大正から平成にかけて石川組製糸・西洋館を訪れた著名人等の芳名帳。	令和2年7月1日 ※No.98, 100, 101 と一括指定
98	石川家土地台帳	有形	1		黒須	大正から昭和初期にかけての石川組製糸・石川家の土地台帳。	令和2年7月1日 ※No.97, 100, 101 と一括指定
99	石川洋行所有の額・板戸等	有形	2		黒須	額は粕谷義三の筆による揮毫を額装したもの。	
100	筑前石川組製糸関係書簡群	有形	7	二本木100	入間市（入間市教育委員会）	筑前石川組の石川東洋が本店の石川民三に当てた書簡群。	令和2年7月1日 ※No.97, 98, 101 と一括指定
101	石川忠雄家文書	有形	798	二本木100	入間市（入間市教育委員会）	石川組製糸第5工場に残された資料群。	令和2年7月1日 ※No.97, 98, 100 と一括指定
102	築地代次郎の墓	史跡	1	野田（）		築地新田の開発者築地代次郎の墓石。	
103	私年号「延寿」を刻む墓石（1）	史跡	1	春日町2-9-1（蓮花院）	蓮花院	私年号「延寿」は全国的にも珍しい。かつては旧大行寺の墓地にあった	
104	私年号「延寿」を刻む墓石（2）	史跡	1	宮前町（地）		私年号の「延寿」は全国的にも珍しく幕末の黒須地区の世情を反映している	
105	古谷重松奉納祭囃子祭礼図絵馬	有形文化財	1	入間市二本木100（入間市博物館寄託）	久保稻荷神社	重松流祭り囃子を創始した古谷重松が奉納した大絵馬	令和5年4月1日
106	當摩茶店	有形文化財	1			明治34年建築。主屋に合場が隣接する。市内に現存する数少ない町屋建築の一つ	
107	旧根岸稚蚕共同飼育所関係資料	有形文化財				昭和7年に根岸養蚕組合により建設された「旧根岸稚蚕共同飼育所（現幸武館）」に関係した資料群	
108	會田津満の全国巡礼関係史資料	有形文化財		（入間市博物館寄託）		農婦會田津満が全国380か所以上の寺社を行脚巡礼した際の史資料	令和6年5月1日
109	狭山茶大茶樹（老茶樹）	天然記念物	1			慶長年間に宇治の茶種を蒔いたもので、昭和10年代に枯死したが、種子から育った茶樹が現存。	

市内文化財調査票		提出者	工藤 宏	
		提出年月日	令和 6年 6 月 13 日	
種別	1. 有形文化財 2. 無形文化財 3. 有形民俗文化財 4. 無形民俗文化財 ⑤ 史跡 6. 名勝 7. 天然記念物			
名称	老茶樹(おいさき)跡			
数量または大きさ				
所在地	入間市 ()			
所有者 (または管理者)	住所 入間市			
	氏名			
文化財の由来および現状 老茶樹という呼称は、枯死した古木(樹高 5m、根回り 56 cm、茶樹面積 4 m ²)と現存する茶樹群(樹高 3m、畝幅 2m、畝長 10m)とを併せてのものである。老茶樹は、中村家の口伝によると初代権左衛門が京都からもたらした種子から成長したものという。明治時代にはその存在や希少価値から、「狭山名勝天然記念物番付」に掲載されたり、埼玉勸業課から助成金交付があり、明治35年には国から茶園栽培試験委託の指定を受けて全国に周知されるようになった。この古木の見学に植物学者の牧野富太郎、やぶきた育種家の杉山彦三郎、大著『ALL ABOUT TEA』を著したウィリアム H ユーカーズなど多くの研究者・茶業技術者・政治家等が訪れている。この古木は昭和 10 年代に枯死したものの、現在はこの茶樹の種子から実生で育ったとみられる茶樹群が畝を成し、これも老茶樹と称している。かつての老茶樹を撮影した古写真には、周囲に茶樹群が映っているが、現存する茶樹群に継承されている可能性がある。生育状況は、中村家の栽培管理がよく行き届いて良好であり、狭山茶業史の記念碑的な場として重要である。				
推薦する理由 古木の「老茶樹」は枯死して現存しないものの、老茶樹樹幹、関係する古文書類、古写真、文献、掲載刊行物などを入間市博物館で保管している。古木の老茶樹に連なる可能性がある茶樹群が、10m程の畝を成して存在することも評価できる。老茶樹は、狭山茶産地のシンボリック的存在であり、くわえて在来種としての植物学的研究上からも極めて貴重である。老茶樹跡は、狭山茶産地の産業振興策の一躍を担う上でも大いに期待できる。				
参考文献				
別紙参照				

老茶樹関係史資料

別紙1

文献関係

狭山時報 1 巻 3 号 口絵 老茶樹病害調査

雑録 老茶樹病害調査

『ALL ABOUT TEA 日本茶篇』ウィリアム H ユーカーズ 1935

文書関係

明治 9 年 (1876) 調査 狭山名勝天然記念物大角力番付 No.455

明治 17 年 (1884) 6 月 茶園元祖ニ付御下ケ金受取 埼玉県勸業課 No.358

明治 35 年 (1902) 12 月 茶園栽培試験委託心得 農商務省農務局 No.454

明治 35 年 (1902) 12 月 茶樹栽培委託試験設計要領 農商務省農務局 No.454

明治 36 年 (1903) 6 月 茶園栽培試験設計書 農務局製茶試験所 No.363

明治 43 年 (1910) 5 月 狭山老茶樹参観人芳名録 園主 中村善兵衛 No.288

写真関係

老茶樹景觀

中村善兵衛と老茶樹

大正 12 年 (1923) 牧野富太郎と老茶樹

紹介等

『お茶と日本人—その歴史と現在—』入間市博物館 1996

『北限への旅路—茶の自然と歴史を訪ねる—』入間市博物館 1999

『アリット驚く初公開 モノから資料へ』入間市博物館 2000

『セピア色の点描—写真が語るあの頃の意入間—』入間市博物館 2002

『写真アルバム 狭山・入間の昭和』(株)いき出版 2014

工藤宏「狭山茶の歴史—たゆみない味への追及—」『埼玉の文化財 56 号』埼玉県文化財保護協会 2016

資 料

老茶樹樹幹



新茶時期の様子



中村善兵衛氏



牧野富太郎博士来訪
(植物学者)

旧石川組製糸西洋館 保存活用計画



入間市教育委員会

目 次

1	計画の主旨	1
2	施設の概要	1
3	現在までの経過	2
4	基本方針	2
5	保存計画	2
	(1) 現 状	
	(2) 保存方針	
	(3) 保存内容	
	ア 外 観	
	イ 本 館	
	ウ 別 館	
6	活用計画	4
	(1) 現 状	
	(2) 活用方針	
	(3) 活用内容	
	ア 一般公開	
	イ 撮影への貸出	
	ウ 各種事業	
7	管理運営	7
	(1) 所 管	
	(2) 公開の対応	
	(3) 撮影への貸出対応	
8	計画の実現に向けて	8
	(1) 保存と活用について	
	(2) 運営体制について	
	(3) 財源の確保について	
	(4) 周辺文化財及び他の施設・機関との連携について	

1 計画の主旨

旧石川組製糸西洋館（以下、「西洋館」という。）は、明治から昭和初期にかけて当地方の産業を牽引する存在であった「石川組製糸」を象徴する文化遺産である。

石川組製糸は、明治 26 年（1893）に石川幾太郎が創始した会社で、生糸の生産・販売を通して経営規模を拡大し、最盛期には全国に 9 工場を有し、出荷高でも全国第 6 位になっている。生糸は主に外国に輸出しており、西洋館は取引先の外国人をもてなすために大正 10 年（1921）頃に建てられた迎賓館である。しかし、繁栄を謳歌していた石川組製糸も、関東大震災による損失や昭和初期の金融恐慌、生糸に替わる化学繊維の誕生等の複合的な要因により業績を悪化させ、昭和 12 年（1937）に解散してしまったことから、石川組製糸を示す遺構はほとんど残っていない。

このような中、西洋館は石川組製糸の繁栄を示すモニュメントとして、また入間市の近代史を象徴する文化遺産として非常に貴重な存在であるとともに、建築学上も優れた建物として国登録有形文化財（平成 13 年 11 月 20 日に「本館」「別館」のそれぞれが登録）になっている。

しかしながら、西洋館は築 90 数年を経過し、経年劣化により様々な箇所に損傷が見られるとともに、最近では本館で雨漏りが頻繁に発生し、建物自体の保存が最大の課題となっていた。また、活用に必要な設備も不足していることから、これまでの活用は試行的・限定的なものに留まっていた。

このような中で平成 28 年度に国の補正予算として成立した「地方創生拠点整備交付金」を活用することで、懸案事項であった本館屋根の改修工事の実施と、併せて活用に必要な施設の整備を行えることになった。

このため改修工事完了後に西洋館の活用を進めていくに当たり、事業を円滑に実施するために、改めて保存及び活用に係る計画を策定するものである。

2 施設の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 所在地 | 入間市河原町 13 番 13 号 |
| (2) 建築年 | 大正 10 年（1921）7 月 7 日上棟。推定竣工年 大正 11～12 年 |
| (3) 敷地面積 | 1,876 m ² |
| (4) 施設内容 | 本館 延床面積 645.61 m ²
(木造 2 階建て、一部地下 1 階。外壁 化粧タイル張り。屋根 洋瓦葺き)
別館 延床面積 148.76 m ²
(木造平屋建て。外壁 化粧タイル張り。屋根 桧瓦葺き) |
| (5) 文化財の指定等 | 本館 国登録有形文化財（建造物）平成 13 年 11 月 20 日登録
別館 国登録有形文化財（建造物）平成 13 年 11 月 20 日登録 |

3 現在までの経過

平成 15 年 9 月	前所有者から建物の寄贈を受け、用地を市で取得する。
平成 15 年 12 月	西洋館活用事業開始（特別公開、撮影への貸出等）
平成 16 年 6 月	市教育委員会生涯学習部で「旧石川組製糸西洋館」保存活用基本計画及び改修計画を策定する。
平成 20 年 3 月	市文化財保護審議委員会より市教育委員会へ西洋館の保存活用に関する答申が出される。
平成 29 年 2 月	国の「地方創生拠点整備事業交付金」による「入間市近代化遺産整備活用事業」が採択される。
平成 29 年 9 月	市文化財保護審議委員会から「旧石川組製糸西洋館保存活用計画（案）」に係る意見を聴取する。
平成 29 年 12 月	市教育委員会へ「旧石川組製糸西洋館保存活用計画（案）」を報告する。

4 基本方針

西洋館は、明治・大正・昭和初期にかけて入間市のみならず、当地方を代表する会社として全国的に名を馳せた「石川組製糸」が残した文化遺産であり、市民が郷土の歴史を理解する上で、また郷土への愛着を深めていくために貴重な存在である。また、西洋館は、市民の誇りとなるランドマークとして、また魅力ある観光資源のひとつとして、シティセールスの一翼を担っている。

このことから西洋館を、入間市の歴史・産業のみならず、国内における製糸業の発展を理解するための施設として保存するとともに、雰囲気を生かした事業を実施することで、地域の活性化につなげる施設として活用していく。

この施設の目的を達成するため、西洋館を将来にわたり守り伝えていくべき貴重な文化財として必要な保護を図っていく。

5 保存計画

(1) 現 状

西洋館では、外観は本館の屋根が当初のスレート葺きから洋瓦葺きに変更されたほか、2 階バルコニーがキッチンに改造されたものの、外壁等は創建当時の煉瓦調の化粧タイルがそのまま残っており、全体的な様式は大きく変わっていない。

一方内部については、昭和 20～30 年代に進駐軍に接収された際の改造が見られる。

本館は、新たな壁やドアの作り付けや一部の部屋で床の間をクローゼットにしたり、バルコニーをキッチンにしたりと改変が行われているが、ほとんどの部屋の様式は、創

建時の姿を良く残しており、天井の意匠や特注の照明器具、床の寄木細工等には当時の職人の技術の高さを見ることができる。

一方、別館は、創建当時と比べ用途のみならず間取りまで大きく変更されている。

なお、西洋館の創建当初の設計図は行方不明になっているため、変更が行われている箇所が当初どのような部屋であったのか、どのような用途だったのかは推定の域を出ず、創建当初への復元は困難である。

(2) 保存方針

西洋館は、市の近代史を語る建物として貴重であり、文化財として現状保存を第一に図っていく。また、市にとっては重要な観光資源であり、シティセールスの一翼を担う存在として、活用を図っていくことが必要である。

このため建物の現状を踏まえ、西洋館の文化財としての価値を維持しつつ、活用を図るために、外観、本館、別館ごとに保存方針を次のとおり定めるものとする。

(3) 保存内容

ア 外 観

建物の外観はその建物の魅力を高める重要な要素である。西洋館の外観は、創建当初の化粧タイルに彩られた外壁に、複雑な屋根の形状や左右非対称の構造でありながら落ち着いた構えを示し、近代化する街並みの中でひと際その威容を誇る市のランドマークとなっている。このため外観については、西洋館の文化財的並びに観光資源として価値を高める上で、現状の状態を残しつつ保存していくものとする。

なお、本館の屋根については、現在雨漏りが頻発していることから、建物の保存のために早急な対応が必要となっており、経費面を考慮して、現在の屋根瓦を再利用する形での改修を実施していく。

イ 本 館

本館は、一部の部屋に改造の跡が見られるものの、創建当初の様式を良く残しており、その雰囲気と相まって西洋館の魅力を増している。このため本館については、文化財的価値を残す意味で、現状を変更することなく建物を保存していくことを第一とする。

このため今後の修繕・改修に当たっては、文化財的保存に基づいた方法で復元を中心に実施するものとする。なお、進駐軍に改造された箇所も西洋館の歴史の1頁が刻まれたものであることから、復元については慎重に検討していく。

ウ 別 館

別館は、大幅な改変が見られるとともに、復元にしても創建当初の設計図が残って

いないため困難である。このため別館については、改変の行われている部屋を中心に、今後の西洋館の活用のために必要な改修を行っていくものとする。

なお、改修に当たっては、事前に現状の記録保存に努めるとともに、可能な限り現在の建物の部材を残すような方法で実施していく。

なお、建物の保存とは別であるが、館庭の景観は建物の魅力を高める上では不可分のものである。西洋館の館庭に関しては、往時は日本庭園が広がっていたとの記録があるが、現在の敷地面積では復元は不可能である。このため館庭については、復元にこだわらず、西洋館の雰囲気にあった形で整備することで、建物の魅力を高めていく。

また、文化財としての制約はあるが、障害者に配慮したバリアフリーへの対応も検討していく。

6 活用計画

(1) 現 状

西洋館は、平成 15 年 9 月に市の所有・管理となり、以後各種事業を限定的ながら実施してきた。特に中心となるものは、建物の一般公開とテレビ・ドラマ・CM等の撮影への貸出である。

一般公開は、平成 16 年 1 月から現在までに 74 日間実施し、来館者は累計でおよそ 17,000 名、1 日平均 230 名を数える。来館者は、市内及び近隣市町在住者が約 4～5 割、その他は東京都や神奈川県等の首都圏をはじめ、近畿や東北地方等からであり、西洋館の全国的な注目度の高さを感じる。また、西洋館は撮影場所として使用されてきた実績から、PVや映画・ドラマ等を見て関心を持った来館者層も相当数に上っている。

撮影への貸出は、平成 18 年度から現在までに 109 件、延べ 227 日の貸出を行っている。撮影利用の傾向としては、ムービー（動画）が中心でドラマ・CMでの貸出が最も多い。また、最近では結婚式の婚前写真の撮影場所として貸出を行ったケースもあり、西洋館の撮影スポットとしての価値を示している。

このほかにも西洋館の魅力を活かした各種事業を実施している。西洋館の雰囲気に合ったものとして公開やライトアップ特別イベントに併せてのミニコンサート、最近ではNPO法人入間市文化創造ネットワークとの共催による本格的なコンサートを開催しており、西洋館と音楽のコラボレーションを届けることで、参加者から好評を得ている。また、場所を生かした特色ある事業として、市観光協会による婚活イベントも実施したことがある。なお、平成 27 年度からは公開日に併せてライトアップを実施し、来館者をはじめ周辺を通行する市民に建物を印象付けている。

(2) 活用方針

西洋館は文化財であるとともに、貴重な入間市の文化遺産である。将来にわたって建物を保存していくためには、多くの人に西洋館の価値を知ってもらうことで、市民の意志で残していく努力を行わなくては難しい。そのためには保存だけでなく、活用を図っていくことが、西洋館を後世に残していく上で重要である。

このため今後の活用については、過去に実施してきた事業の経験を活かし、西洋館が持つ雰囲気ではしか体験できない、また西洋館の魅力を活かした事業を実施していくものとする。

なお、活用の前提として、西洋館が文化財建造物であるとともに、地域の産業を支えた「石川組製糸」の事跡を記したモニュメントであることを強調していくことも重要である。「西洋館」や「石川組製糸」について、展示をはじめ様々な手法で来館者へ伝えていき、入間市にとっての西洋館の価値を広めることで、市民の文化財保護意識の醸成にもつなげていく。

(3) 活用内容

西洋館での実施事業を考える上では、西洋館が文化財として保存される対象であることを前提とする必要がある。使用方法や頻度によっては建物の破損につながる可能性も高くなることから、事業内容については、保存と活用のバランスを慎重に考えるべきである。

このため不特定多数の人の出入りや使用が行われるような施設貸出については、管理の目が行き届かず、建物や館内の内装・調度品等が不慮の事故で損壊する危険性が高まることから、制限を設けることが必要である。

また、西洋館は創建された大正時代の意匠や装飾をいまだ色濃く残している。事業の企画・実施については、このような西洋館の雰囲気を活かしたものに限定することで、より西洋館の魅力を市民に伝えていくことができると考える。

このため事業については、次のようなものを中心に実施していくものとする。

ア 一般公開 ～ 西洋館の魅力をより深く知ってもらう ～

文化財は公開することでより多くの人々にその魅力を伝えることができ、そのことが文化財の保護につながる。また、西洋館では、様々な作品の撮影スポットとなっていることで、作品のファンから公開の希望が多く寄せられている。このような理由から西洋館の価値を多くの人に伝えていくために、館内の一般公開を定期的に実施していく。

なお、一般公開は有料とする。

(ア) 公開日

公開日については、他の事業を実施していく上で年間を通しての設定は難しい。このため来館者が訪れやすい土曜及び日曜、祝日を中心に、平日についても季節ごとに公開日を設けることで、多くの人に来館してもらう機会を作っていく。また、厳寒期は建物の特性上公開には適さないことから、12月から2月までを休館とし、当面の間は1年間の公開日は約50日としていく。なお、「西洋館」や「石川組製糸」のことをより理解してもらうために、公開日にはガイドによる定時案内を実施していく。

(イ) 団体見学

団体見学の要望については、公開日のみならず、平日等も他の事業と重ならない限り受け入れることで、来館者数の上乗せを図っていく。

(ウ) 喫茶コーナー

来館者が見学後の余韻にひたる空間として、館内にゆっくりできるスペースがあると施設の満足度を向上させる効果が見込まれる。このためより西洋館の雰囲気味わってもらうため、一般公開時に限り館内に喫茶コーナーを設け、来館者に飲み物や菓子等を有償で提供していく。くつろげる空間を創出することで、リピーターを生み出す効果も期待できる。

イ 撮影への貸出 ～ 西洋館を多くの人に知ってもらう ～

西洋館では、現在もドラマ・CM・映画・PV等の撮影スポットとして注目され、年間20～30日ほどの撮影が行われている。撮影された作品で、「入間市西洋館」として紹介されることで西洋館の周知効果があるとともに、入間市のシティセールスにもつながり、なおかつ貸出使用料は貴重な収入となっている。撮影への貸出については、西洋館の特性を活かした活用方法のひとつとして、文化財の保存に影響のない範囲で、使用料を徴収して実施するものとする。

撮影スケジュールの調整上、撮影への貸出を行っていくためには、候補日となる日を確保しておく必要がある。また、他の事業との重複を避けることが、撮影者と他の利用者の双方により良いと考えられることから、撮影候補日は原則として他の事業が入っていない平日とする。

なお、他の社会教育施設等で行っている一般への貸出に関しては、文化財の保存の観点から現時点では行わないものとする。

ウ 各種事業 ～ 西洋館を地域の活性化につなげる ～

文化財や建物に興味・関心があるだけでなく、より多くの人に西洋館に来てもら

い、西洋館を知ってもらう機会を作るには、一般公開や撮影への貸出以外に、西洋館特有の雰囲気や空間を生かした事業を実施していく必要がある。

このため西洋館では次のような事業を計画し、活用の充実を図るとともに、地域の賑わいの創出、活性化につなげていく。

なお、各種事業の日程の決定に当たっては、公開や貸出事業と重複せず、事業の効果をより期待できる日として設定していく。

(ア) 主催事業

市が主体となり、文化財保護啓発及び市のシティセールスにつながる事業を実施していく。なお、実施に当たっては、公民館・図書館等の社会教育施設、学校、観光部局等と連携を図り、事業の充実を図っていく。

- ・講座・講演会等の実施
- ・見学会、周辺文化財を含めた文化財ガイドツアーの開催
- ・コンサートや展覧会等の開催
- ・「西洋館の日」を定めて特別事業の実施

(イ) 共催事業

市内外を問わず、市民・市民団体からの事業の提案に基づいて、建物の保存及び西洋館の雰囲気に適合した事業について、市との共催事業として実施していく。

- ・コンサート、音楽鑑賞会、展覧会、講座、見学会、写真撮影会、朗読会、旅行会社企画事業、自主映画撮影、ファッションショー等

7 管理運営

西洋館の管理運営に関しては次のとおりとする。

(1) 所 管

西洋館の所管は、文化財を保存・管理していくための知識・経験を持ち、事業の運営の蓄積のある教育部博物館が行う。

(2) 公開の対応

公開時の人員体制は、受付・案内、説明、監視、喫茶コーナーの運営、記念品販売等の諸業務を行っていく上で必要な3人体制を基本とする。なお、繁忙期には適宜増員して対応していくものとする。

(3) 撮影への貸出の対応

撮影への貸出時における対応は、業務の効率化を図るため、管理委託として実施していく。

8 計画の実現に向けて

西洋館は、入間市の歴史に名を残す「石川組製糸」の遺産であるとともに、市民にとり郷土の誇りとなるランドマークとして、将来にわたり保存・活用していかなくてはならない。

しかし、西洋館の保存・活用に当っては、文化財としての保存と活用のバランス、運営体制、保存に必要な財源の確保、他の機関との連携等、課題が山積している。それらの課題をひとつひとつ解決していくことが、西洋館を永続的な施設として、保存・活用していく上で重要となってくる。

このため次の事項について、引き続き検討を重ね、計画の実現に向けて取り組んでいく。

(1) 保存と活用について

これからの西洋館では、多くの人に西洋館のことを知ってもらえるように、様々な事業を実施していく予定である。しかし、西洋館は文化財建造物（国登録有形文化財）であるとともに、当地域の近代史を象徴する石川組製糸が残した希少な遺構であり、活用ありきではなく、文化財保護の視点による保存も続けていく必要がある。

現在の建物は屋根改修により雨漏りの心配はなくなったものの、長年続いていた雨漏りによるシミや汚れ、経年劣化により破損している箇所がある。これらについては、せっかくの来館者の印象を悪くすることが懸念されることから、早急に対応していく必要があるが、修復に当たっては西洋館の文化財としての価値を損なわないような方法で行わなくてはならない。

(2) 運営体制について

西洋館の活用開始に当たり、当面の間は市が直接管理運営を行っていく。しかし、限られて人員で事業を充実したものとしていくのは限界があり、市民の事業への参加・協力が不可欠である。このため今後、西洋館の事業運営に携ってくれるボランティア組織「(仮称) 西洋館パートナーズ」を設立し、事業の運営のみならず、企画や維持管理にも西洋館で活躍できるような組織づくりを目指していく。

なお、西洋館の活用を充実させていく上では、将来的にはNPO法人や指定管理者制度の導入等を検討していく。

(3) 財源の確保について

西洋館の新たな活用に当っては、いま以上に人件費や維持管理費等が必要となってくる。また、保存の必要な修繕や改修を実施していくためには、より多額の経費が必要となる。

このため経費を確保するために、来館者や撮影の利用者に一部を負担してもらい、その収入を維持管理費や事業費等の必要な経費に充てていくものである。

なお、今後の改修や修繕については、国の補助事業や各種助成制度を有効活用していくとともに、収入の一部を積み立てることで、将来的な修繕や復元工事等の費用を確保できる仕組みづくりを検討していく。

(4) 周辺文化財及び他の施設・機関等との連携について

今後更に西洋館の価値を高めていくためには、西洋館単体で事業を実施していくだけでは限界がある。このため周辺に所在している「旧黒須銀行」や「武蔵豊岡教会」をはじめ、魅力ある文化財・観光スポットとの連携が不可欠である。特に旧黒須銀行は、西洋館とともに入間市の近代史を象徴する文化財である。今後策定が予定されている旧黒須銀行の保存活用計画に当たっては、西洋館と一体的な活用が図られるように検討していく。

また、市内に限らず他の文化財建造物等との連携したイベントの開催や、マスメディア・SNSを活用した情報発信は、事業の活性化につながるものとして検討していく。

なお、来館者のアプローチを確保する上で、各公共交通機関との連携は最重要課題である。今後積極的に調整を取ることで、来館者の利便性向上に努めていく。また、現在の西洋館の敷地面積では駐車場を確保することは困難であるが、誘客のためには駐車場は必要なものと認識している。関係機関との調整を通して、車による来館者のアプローチの向上を図っていく。

文化財保護法に基づく
保存活用計画の策定等に関する指針

最終変更 令和5年3月
文 化 庁

作成 平成 3 1 年 3 月 4 日
変更 令和 5 年 3 月 2 0 日

- 目 次 -

I. 指針の位置付け.....	1
II. 文化財の保存と活用について.....	1
III. 保存活用計画.....	2
1. 趣旨.....	2
2. 保存活用計画の記載事項.....	2
3. 作成及び認定の手続.....	2
4. 認定基準.....	3
5. 認定を受けた保存活用計画の変更, 認定の取消し等.....	6
6. 保存活用計画が認定を受けた場合の特例.....	7

別添

保存活用計画の記載事項.....	10
(1) 重要文化財（建造物）.....	10
(2) 登録有形文化財（建造物）.....	14
(3) 重要文化財（美術工芸品）.....	17
(4) 重要無形文化財.....	21
(5) 重要有形民俗文化財, 重要無形民俗文化財.....	23
(6) 史跡名勝天然記念物.....	26

I. 指針の位置付け

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっている。

このため、平成 29 年 12 月の文化審議会答申を踏まえた平成 30 年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の改正により、国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化された。

本指針は、地方公共団体や所有者等が、保存活用計画を作成・推進等する際の基本的な考え方や留意事項などを示したものである。本指針を参考として、実際の運用に当たっては、地域の実情を踏まえて適切に対応することが望まれる。

II. 文化財の保存と活用について

（本指針の対象とする文化財）

本指針の対象とする「文化財」とは、法第 2 条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 つの類型をいう。

（保存と活用に関する基本的な考え方）

法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」（第 1 条）と規定しており、保存と活用はともに文化財保護を図る上での重要な柱である。

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、取扱いに細心の注意が必要な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されることで継承が図られる文化財も存在する。文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうため、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされることが必要である。

また、保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない。保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

Ⅲ. 保存活用計画

1. 趣旨

保存活用計画は、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体（ただし、重要無形文化財及び登録無形文化財については保持者、保持団体、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財については地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者。）（以下「所有者等」という。）が作成するものであり、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。

保存活用計画において、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められることとなる。

保存活用計画の作成・推進を通じて、当該文化財の保存・活用に関する基本的な考え方や、厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等が明確化され、所有者等が自らの判断に基づき、迅速に修理や活用を図ることができること、また、保存・管理の的確性が向上し、特定の行為を行う場合に必要な許可や届出など法に基づく手続等が分かりやすくなること、さらに、保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等において共通の認識となり、所有者等だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待される。

なお、都道府県・市町村指定文化財や記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・無形の民俗文化財等の法において保存活用計画に関して規定されていない文化財についても、必要に応じて保存活用計画を作成する場合には、本指針を踏まえたものとすることが有効である。

以下、保存活用計画に関する記載について、「重要文化財」には「国宝」を含み、「史跡名勝天然記念物」には「特別史跡名勝天然記念物」を含む。

2. 保存活用計画の記載事項

別添を参照

3. 作成及び認定の手続

○ 保存活用計画の作成は、所有者等の実情を踏まえつつ、例えば次に掲げるような手順により作成することが考えられる。

（１） 作成に向けた準備として、当該文化財の現況の確認や過去の調査・関連する文献等の基本情報を収集・整理するとともに、情報が不足する場合には必要に応じて更なる調査等を行う。

（２） 収集した情報を基に、所有者等は保存活用計画を作成する。その際、地

方公共団体の文化財担当部局や文化財の専門家など有識者の意見を聴きながら作成することが考えられる。

(3) 作成した保存活用計画の認定申請は、市町村及び都道府県を経由して、文化庁長官へ別途定める申請書を提出して行う。

(解説・留意点)

保存活用計画の作成に当たって、有識者の意見を聴く際には、例えば地方文化財保護審議会委員の指導・助言を求めたり、地方公共団体や専門家による策定委員会を組織して検討を行ったりするなどの方法が考えられる。

また、都道府県及び市町村は、所有者等の求めに応じて保存活用計画の作成等に関して必要な指導・助言をすることができることとされているため(法第53条の8等)、所有者等は計画の内容等について、地方公共団体の文化財担当部局等と適宜相談するとともに、管理責任者や文化財の保存会等の関係者と調整を図りながら作成することが有効である。

なお、所有者等による保存活用計画の作成が困難な場合には、都道府県・市町村が、所有者等の依頼を受けて計画の作成を支援することも考えられる。ただし、その場合も計画の作成主体はあくまで所有者等であることに留意が必要である。

文化財が複数の類型に重複して指定されている場合(重要文化財(建造物)である建物の内部に重要文化財(美術工芸品)である障壁画が存在する場合など)や、一人の所有者が複数の文化財を所有している場合には、一体的・合理的な保存・活用の観点から、全体として一つの計画を作成することも考えられる。その場合には、当該保存活用計画に含まれる全ての文化財ごとに、2.に掲げる事項を記載することが必要である。

重要文化財(建造物)や史跡名勝天然記念物等において、従来、予算措置として作成を推奨してきた保存活用計画やこれに類する計画が策定されている場合には、当該計画に法令や本指針が求める内容を盛り込んだ上で、当該計画を法に基づく保存活用計画へ移行し、認定申請を行うことが可能である。

なお、計画の作成・認定を円滑に行う観点から、文化庁・都道府県・市町村と事前に十分な相談が行われることが適当である。文化庁は随時相談を受け付けているので積極的に活用されたい。

4. 認定基準

○ 保存活用計画の認定基準は、文化財類型ごとに法に定められており、具体的には、次に掲げる要件を満たしていることが必要である。

(当該保存活用計画の実施が当該文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること)【全類型共通】

- 当該文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- それらが当該文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説

明されていること

(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)【全類型共通】

- 措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- 措置の実施スケジュールが明確であること

(大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること)【全類型共通】

- 大綱又は認定地域計画が定められている場合、当該保存活用計画の内容が当該大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

(当該保存活用計画に当該文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

- 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること
- 当該現状変更等により当該文化財が滅失・毀損等するおそれがないこと
- 当該現状変更等により当該文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること(基準の詳細は2. の記載事項を参照)【史跡名勝天然記念物のみ】 等

(当該保存活用計画に当該文化財の修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)【重要文化財】

- 修理の内容及び方法が明らかであること
- 当該修理により当該文化財が滅失・毀損するおそれがないこと
- 当該修理により当該文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと

(当該保存活用計画に当該文化財の公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)【重要文化財(美術工芸品)、登録有形文化財(美術工芸品)】

- 当該寄託契約に、当該文化財を寄託先美術館・博物館で適切に公開する旨の定めがあること
- 当該寄託契約が5年以上の期間にわたって有効な契約であること
- 当該寄託契約に、所有者が解約の申し入れをすることができない旨の定め

があること

(解説・留意点)

(当該保存活用計画の実施が当該文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること)

各文化財の種類・性質・保存状態等を踏まえ、日常的な維持管理や周期的な修理、整備、防災・防犯対策、無形のわざの伝承、公開、情報発信、普及啓発など当該文化財を次世代へ継承するために必要な措置が適切に盛り込まれていることが必要である。また、それらの記載された措置の実施により、当該文化財の保存・活用に期待される効果について具体的に記載されていることが必要である。特に、当該文化財の現状変更等に関する事項が記載されている場合には、当該現状変更等が当該文化財の保存・活用に資するものであることを確認するため、その目的・効果・手法等について具体的に記載されていることが必要である。

加えて、保存と活用の双方の観点から実施すべき措置が盛り込まれているなど、保存活用計画全体として保存と活用の両方の要素を含んだものとなっていることが必要である。

(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)

保存活用計画の認定を受けた後に、認定保存活用計画に基づく措置が確実に実施されることを担保するため、取組の実施主体について記載されているか、調整中の場合には今後の調整の見通しが記載されていること、また、取組の実施スケジュールが記載されていることが必要である。

また、当該文化財の所在する市町村（及び必要に応じて都道府県）の文化財担当部局と適切に調整が図られていることが必要である。

また、重要無形文化財及び登録無形文化財については保持者・保持団体以外の者が、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財については保存会等以外の者が保存活用計画を作成する場合には、保持者・保持団体・保存会等と十分な調整が図られていることが必要である。

(大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること)

都道府県の大綱又は認定地域計画が定められている場合は、保存活用計画の内容が、大綱又は認定地域計画に記載されている文化財の保存・活用の考え方や取組の方針等と整合性が図られたものとなっていることが必要である。

(当該保存活用計画に当該文化財の現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)

認定を受けた場合の現状変更等に係る手続の弾力化の特例の適用を希望する場合は、当該現状変更等が当該文化財の価値を減じることなく適切に行われるもの

であることを確認するため、2. の記載事項及び添付書類において、当該現状変更等を必要とする理由、当該現状変更等の具体的な実施箇所や工法、実施時期等が記載されていることが必要である。

(当該重要文化財保存活用計画に当該重要文化財の修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合すること)

認定を受けた場合の修理の届出に係る手続の弾力化の特例を希望する場合は、当該修理が当該文化財の価値を回復させるために必要なものであり、適切に行われるものであることを確認するため、2. の記載事項及び添付書類において、当該修理を必要とする理由、当該修理の具体的な実施箇所や工法、実施時期等が記載されていることが必要である。

(当該重要文化財保存活用計画に当該重要文化財の公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合すること)

認定を受けた場合の美術工芸品に係る相続税の納税猶予の特例の適用を希望する場合は、当該美術工芸品が適切な施設で広く公開されることを担保するため、2. の記載事項及び添付書類において、当該美術工芸品の所有者と美術館・博物館との間で適切な寄託契約が結ばれていることが必要である（詳細は6. の美術工芸品に係る相続税の納税猶予を参照）。

5. 認定を受けた保存活用計画の変更、認定の取消し等

- 認定を受けた保存活用計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である（法第53条の3等）。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。
 - 当該文化財の所有者又は所在の場所の変更
 - 計画期間の変更
 - 当該文化財の現状変更等に関する変更
 - 当該文化財の修理に関する変更
 - 美術工芸品の公開を目的とする寄託契約に関する変更
 - 当該文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更
- 認定保存活用計画の計画期間が終了する際、保存活用計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、改めて文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。
- 認定基準に適合しなくなった認定保存活用計画については、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある（法第53条の7等）。

（解説・留意点）

軽微な変更のうち、所有者の変更に關して変更の認定が必要となるのは、重要文化財、重要有形民俗文化財に限る。

重要無形文化財及び登録無形文化財に關しては、その保持者が重要無形文化財若しくは登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと又は死亡したことに伴う変更が生じた場合、また、保持団体が解散（消滅を含む。）したことに伴う変更が生じた場合には、変更の認定が必要である。また、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財については、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者の解散（消滅を含む。）に伴う変更が生じた場合には、変更の認定が必要である。

現状変更等又は修理に關する変更について、既に許可を受け又は届出を行ったものについては、変更の認定は不要である。

保存活用計画の着実な実施のため、必要に応じて、進捗管理や計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、保存活用計画の継続を希望する場合には、当該評価の結果を次期保存活用計画へ反映させることが望ましい。

6. 保存活用計画が認定を受けた場合の特例

（現状変更等に係る手続の弾力化）

- 本特例は、認定保存活用計画の円滑な実施を図る観点から、国指定等文化財の現状変更等や修理を行う際に通常必要となる文化庁長官の許可又は事前の届出に關して、認定保存活用計画に記載された行為については、事後の届出で足りることとする手続の弾力化を図るものである。
- 特例の適用を希望する場合は、認定を申請する保存活用計画において、特例の適用を希望する現状変更等又は修理の内容を具体的に記載し、別途文部科学省令で定める書類を添付して文化庁長官へ申請を行う（2. 保存活用計画の記載事項の現状変更等に關する事項又は修理に關する事項参照）。

（美術工芸品に係る相続税の納税猶予）

- 本特例は、相続税の負担を理由とした美術工芸品の散逸を防ぎ、美術館・博物館の適切な環境下で当該美術工芸品を管理するとともに広く公開するため、個人が所有する重要文化財又は登録有形文化財の美術工芸品について、美術館・博物館と寄託契約を締結し、併せてその旨を記載した保存活用計画を作成して文化庁長官の認定を受けた場合には、寄託契約を継続する場合に限り、租税特別措置法に規定に基づいて当該美術工芸品に係る課税価格の80%に対する相続税の納税を猶予するものである。
- 特例の適用を希望する場合は、当該美術工芸品について、美術館・博物館と寄託契約を締結し、認定を申請する保存活用計画において、当該寄託契約に關する事項を記載し、別途文部科学省令で定める書類を添付して文化庁長官へ申

請を行う（２．保存活用計画の記載事項の公開を目的とする寄託契約に関する事項参照）。

（解説・留意点）

（現状変更等に係る手続の弾力化）

本特例の対象となる文化財の類型及び特例による手続の弾力化の効果は次に掲げるとおりである。

類型	実施しようとする行為	通常必要な手続	認定を受けた場合の特例
重要文化財	現状変更等	許可	事後の届出
	修理	事前の届出	
重要有形民俗文化財	現状変更等	事前の届出	
史跡名勝天然記念物	現状変更等	許可	
登録有形文化財	現状変更	事前の届出	
登録有形民俗文化財	現状変更	事前の届出	
登録記念物	現状変更	事前の届出	

認定に当たっては、特例の対象となる現状変更等や修理の具体的な内容や方法等が、当該保存活用計画において明らかとなっていることが必要である（４．認定基準を参照）。

特例の対象となる現状変更等や修理が終了した場合は、文化庁長官へ届け出ることが必要であるため、別途定める届出書に現状変更等又は修理の結果を示す写真又は見取図を添付して、市町村及び都道府県を経由して文化庁へ提出する（添付書類の提出は重要文化財又は史跡名勝天然記念物である場合のみ）。

（美術工芸品に係る相続税の納税猶予）

本特例の適用を受けるには、次に掲げる要件を満たすことが必要である。

- 重要文化財又は登録有形文化財である美術工芸品の現在の所有者が、美術館・博物館（博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定される博物館（登録博物館）又は同法第 29 条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設（博物館相当施設）をいう。）との間で、当該美術工芸品に関する寄託契約を締結すること
- 寄託契約の内容については、当該寄託契約が 5 年以上の長期寄託契約である、また、当該寄託契約に当該美術工芸品を適切に公開する旨が記載されている、さらに、当事者が当該契約の解約の申し入れをすることができないものであるという要件を満たすこと
- 当該美術工芸品の現在の所有者が、当該美術工芸品に係る保存活用計画を作成し、文化庁長官の認定を受けること
- 当該美術工芸品を相続又は遺贈により取得した相続人（新たな所有者）が、

美術館・博物館への寄託を継続するとともに、当該美術工芸品に係る保存活用計画について文化庁長官の認定を受けること。なお、所有者の変更については、文化庁へ報告することが必要である。

- 当該美術工芸品を相続又は遺贈により取得した相続人が、別途定める申請書により、文化庁長官に対して当該美術工芸品の価格の評価を行うことを申請すること

(2) 登録有形文化財（建造物）

- 登録有形文化財（建造物）保存活用計画の作成主体は当該登録有形文化財の所有者（管理団体がある場合は管理団体）であり、その記載事項は法第 67 条の 2 第 2 項各号に列挙されている。具体的には、次に掲げるものを基本的な内容として定める。

（当該登録有形文化財に関する基本的な事項）

- 当該登録有形文化財の名称・所在地等
- 当該登録有形文化財の所有者・管理団体等
- 保存活用計画の対象とする区域
- 当該登録有形文化財の概要・価値等

（当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- 保存の現状と課題
- 活用の現状と課題
- 保存管理に関する事項
- 環境保全に関する事項
- 防災・防犯に関する事項
- 活用に関する事項
- 保護に関する諸手続

（計画期間）

- 計画期間

- また、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる（法第 67 条の 2 第 3 項第 1 号）。

- 現状変更に関する事項

（解説・留意点）

（当該登録有形文化財に関する基本的な事項）

当該登録有形文化財の名称・所在地等には、官報で告示された名称、員数、構造及び形式、所在地、登録年月日、登録番号を記載する。

当該登録有形文化財の所有者・管理団体等には、所有者の氏名又は名称及び住所を記載する。また、管理団体が指定されている場合は、その名称及び事務所の所在地並びに指定年月日を記載し、管理責任者が選任されている場合は、その氏名又は名称及び住所も記載する。

保存活用計画の対象とする区域（以下「計画区域」という。）には、計画区域の範囲を示す配置図を記載する。なお、計画区域は所有者等の権限の及ぶ土地の範囲内において自主的に定めるものとするが、必要に応じて、関係者の了解を得た上でその周辺地域を含むことができることとする。

当該登録有形文化財の概要・価値等には、当該登録有形文化財の概要やこれまでに実施した保存・活用に関する措置等について簡潔に記載する。また、以下に掲げる保存管理に関する事項において定める保存の対象とする範囲について、文

化財としての特徴や評価を記載する。

（当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

保存の現状と課題には、当該登録有形文化財の保存管理、環境保全、防災・防犯の観点から、それぞれの現状と課題を記載する。

活用の現状と課題には、当該登録有形文化財の現在の活用の内容と、当該活用に関連する当該登録有形文化財の保存や安全性の確保等に係る課題を記載する。

保存管理に関する事項には、保存と活用の現状と課題を踏まえ、各棟ごとに保存の対象とする範囲を設定する。保存の対象とする範囲は、当該保存活用計画において当該登録有形文化財の部材・材質・色彩等を物理的に保存する範囲である。その上で、保存の対象とする範囲について、保存の方針や管理に関する計画、修理に関する計画を記載する。

環境保全に関する事項には、保存の現状と課題を踏まえ、当該登録有形文化財の周囲の環境（当該登録有形文化財以外の建造物等を含む）について、環境保全の基本方針や周辺環境における防災対策等について記載する。

防災・防犯に関する事項には、保存の現状と課題を踏まえ、計画期間中に行う防火・防犯・耐震・耐風対策などに関する計画を記載する。

活用に関する事項には、活用の現状と課題を踏まえ、公開その他の活用の基本方針や、計画期間中に行う活用に関する計画を記載する。

保護に係る諸手続には、保存活用計画に沿って今後実施することが予定されている行為及び当該行為の実施に関して法及び関係法令に基づき必要となる許可や届出等の手続について記載する（許可等が不要な行為等を記載することも可）。

なお、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく同法の適用除外を受けるためには、条例により、当該登録有形文化財の現状変更の規制及び保存ための措置が講じられるとともに、建築審査会の同意を得て特定行政庁が当該登録有形文化財を指定することが必要である。この際、現状変更の規制及び保存のための措置の具体的な内容を保存活用計画において定める場合には、当該条例に規定される必要な措置に合致したものとすることが必要である。

（計画期間）

計画期間は、当該重要文化財の実情を踏まえつつ、概ね5～10年程度の期間を設定する。

<必要に応じて任意で記載する事項>

（現状変更に関する事項）

保存活用計画の認定を受けた場合の現状変更に係る手続の弾力化の特例（詳細は6. 保存活用計画が認定を受けた場合の特例を参照）の適用を希望する場合には、次に掲げる事項を記載する。

- 現状変更を必要とする理由
- 現状変更の内容及び実施の方法
- 移築を行うときは、移築後の所在の場所
- 現状変更の着手及び終了の予定時期
- その他参考となるべき事項

「現状変更を必要とする理由」には、当該登録有形文化財の保存・活用に当たって現状変更を行う場合に、当該現状変更が必要となる理由を記載する。

「現状変更の内容及び実施の方法」には、当該現状変更の具体的な実施箇所や工法等を記載する。

「その他参考となるべき事項」には、現状変更を行う際に配慮すべき事項等を記載する。

また、認定申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- 現状変更の設計仕様書及び設計図又は計画書
- 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- 申請者が管理団体であるときは、所有者の意見書
- 管理責任者がある場合は、その意見書

なお、保存活用計画の認定を受けた後に、現状変更に関する事項の添付書類に変更が生じた場合には、改めて認定申請を行う必要はないが、あらかじめその旨を文化庁長官に届け出ることが必要である。

令和5年度文化財保護事業及び活用報告について

1 指定文化財の新規指定について

入間市文化財保護審議委員会においては、2件の指定文化財候補を審議し、1件について令和5年度に新規指定文化財の答申を行いました。なお答申を受けた「會田津満全国巡礼関係史資料」は、令和6年5月1日付で新たな指定文化財となりました。

2 指定文化財等の保存事業について

後継者を育成するための組織の運営や所有者が行う保存事業に対して補助を行いました。文化庁補助事業「地域活性化のための伝統行事等振興事業」により市内指定・未指定の民俗文化財の用具整備等の補助を、補正予算事業を含め7団体にを行いました。

指定文化財の説明板のうち、設置後年数が経過し文字が読みづらくなっている「上藤沢の六道地藏」の銘板張替を行いました。

主な事業

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 市無形文化財等保持団体補助金 | 264,000円(44,000円×6団体) |
| (2) 令和4年度文化芸術振興費補助金(地域の活性化のための伝統行事等振興事業) | 5,438,000円(事業費6,401,405円) |
| (3) 令和5年度文化芸術振興費補助金(地域の活性化のための伝統行事等振興事業) | 2,463,000円(事業費2,902,030円) |
| (4) 指定文化財説明板制作業務委託 | 43,450円(43,450円×1基) |

3 文化財の保護啓発・活用事業について

文化財の価値を市民に正しく理解してもらえるように努めるとともに、入間市の歴史・文化を後世に伝えていくために各種事業を実施しました。

(1) 新規指定文化財特別展示「古谷重松奉納祭囃子祭礼図絵馬」

期日：令和5年5月30日(火)～6月18日(日)

会場：博物館特別展示室

内容：(ア)博物館特別展示室内で指定文化財及び久保稲荷神社所蔵の絵馬等の展示

(イ)小峰孝男委員による絵馬の解説 6月10日(土)

(ウ)「北中野はやし連」「重松流祭囃子保存会」による重松流祭囃子の演奏

6月10日(土)

来場者：896人

(2) 文化財防火訓練

文化財防火デーに関連して、2月4日(日)に金子地区の三輪神社において、神社関係者や地元消防団による訓練を実施しました。

参加者：約70人

(3) A L I Tお茶大学・出前講座 各種文化財関連講座を実施

(ア)常設展示「入間の歴史」リニューアル見どころ解説

期日： 6月10日（土）参加者：72名

(イ) 茶商山本山と狭山茶業の歩み

期日：6月25日（日） 講師：工藤宏委員 参加者：60名

(ウ) 蔵造りを探る 期日：7月15日（土） 講師：荒牧澄多委員 参加者：63名

4 旧石川組製系西洋館保存活用事業について

令和5年度は46日間の一般公開を行いました。団体見学や出前講座は7件の利用がありました。イベントについては主催・共催事業を9事業実施しました。主催事業では「入間市西洋館の日」・七五三撮影会・西洋館講座を実施しました。共催事業では、入間ジャズクラブ・入間市の文化遺産をいかす会・ヴィクトリアン連絡協議会・オフィス藤桜音の4団体とのイベントの他、「入間の乱」では舞踏披露会を行いました。延べ来館者は2,972人でした。【入館料収入485,000円】

(1) 一般公開 令和5年4月8日（土）～令和6年3月24日（日） ※延べ46日

延べ来館者 2,575人

※西洋館コンシェルジュによるガイド、喫茶コーナーの営業あり

【喫茶売上130,850円】

(2) 主なイベント

(ア) ジャズレコード鑑賞会 5月21日（日） 参加者：71人

(イ) 琵琶とシタールの響き 6月18日（日） 参加者：31人

(ウ) 西洋館の日関連事業 7月7日（金）・8日（土）・9日（日）

(エ) 「入間の乱」舞踏披露会 9月9日（土）～10日（日）

(オ) 西洋館秋の茶会 10月21日（土） 参加者：61人

(カ) 七五三撮影会 11月11日（土） 参加者：62人

(キ) 西洋館冬隣の音楽お茶会 11月25日（土） 参加者：20人

(ク) 西洋館講座「わが国における西洋館の軌跡」 3月17日（日） 参加者：19人

(3) 撮影貸出

使用目的：映画・ドラマ、CM、PV等 22件、延べ53日間

【使用料収入 8,290,000円】

(4) 西洋館来館記念品グッズの販売

【グッズ売上 138,300円】

(ア) 絵はがき（17種類）

(イ) オリジナルクリアファイル・四君子クリアファイル・オリジナル・四君子クリアファイルセット

(ウ) 一筆箋

(エ) オリジナル手ぬぐい

(5) 施設の維持管理

建物の景観を維持するために、日常的な清掃、除草作業や低木剪定をボランティアの協力で行うと共に、専門業者による庭木の剪定、床下の白アリ防除行いました。マントルピースの破損が目立ち始め、保存と安全のために修繕を行いました。

(ア) 別館シロアリ防除等業務委託	341,000円
(イ) 西洋館マントルピース修繕	143,000円

5 旧黒須銀行復元修理工事

建物の保存活用のため、復元修理・耐震化等に着手する予定でした。入札を3度行いましたが業者が決まらず、着工には至りませんでした。

6 埋蔵文化財調査保存事業について

市内に所在する遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）において、開発等により破壊される可能性のある遺跡を工事の前に調査して記録保存に努めました。

(1) 試掘調査 10件（「入間市埋蔵文化財調査報告書 第18集」）

(2) 事業費 1,557,420円（補助金 国庫778,000円、県費389,000円、市費390,420円）

(3) 入間市遺跡調査会による調査

(ア) 大將陣遺跡第6次発掘調査 現地調査

調査期間：令和6年1月10日（水）～令和6年2月16日（金）

検出遺構：土坑7基、集石土坑2基

出土遺物：縄文土器（TEN箱1箱分）

7 入間市文化財保存活用基金について

(1) 令和5年度 基金積立額 2,075,199円

（令和6年3月末残高：12,135,009円）

（内訳）	申請書による寄附金 4件	169,500円
	募金箱（博物館・西洋館・旧黒須銀行）への寄附金	100,072円
	ふるさと寄附金	803,000円
	企業版ふるさと納税	1,000,000円
	基金運用に伴う預金利子	2,627円

令和6年度文化財保護事業及び活用計画について

1 指定文化財について

入間市文化財保護審議委員会では、新たな指定文化財の指定及び「西洋館保存活用計画」の改定に向けた、審議を行っていきます。また、文化財を活かした文化財保護啓発の手法について、引き続き調査・研究していきます。

新規指定文化財「會田津満全国巡礼関係史資料」 令和6年5月1日指定

2 指定文化財等の保存事業について

所有者等が行う保存事業に対して補助を行います。無形民俗文化財等の保持団体に対して、後継者育成のための組織運営に対する補助を行います。

主な事業

- | | |
|---|------------|
| (1)市無形文化財等保持団体補助金 (6団体) | 264,000円 |
| (2)市指定文化財維持管理補助金(野田ばやし屋台及び山車の飾りつけ用提灯修理) | 109,000円 |
| (3)指定文化財説明板銘板設置工事及び張替業務委託(設置工事 古谷重松奉納祭囃子祭礼図絵馬、張替 野田白髭神社旧本殿) | 209,000円 |
| (4)地域文化財総合活用推進事業(地域活性化のための伝統行事等振興事業)※文化庁
入間市伝統芸能保存活用実行委員会(5団体) | 4,396,000円 |

3 文化財の保護啓発・活用事業について

市民に文化財の価値を正しく理解してもらえるように努めるとともに、入間市の歴史・文化を後世に伝えていくために各種事業を実施します。

- (1)文化財めぐり(11月 黒須地区 予定)
- (2)アリットフェスタ 特別展「入間のたてもの(仮)」
期日:11月1日(金)~12月15日(日)
- (3)文化財防火訓練(1月 予定)

4 旧石川組製系西洋館保存活用事業について

建物の一般公開を行い、来館者に西洋館や石川組製系のことをより理解してもらうために、建物の見どころガイドを実施し、コンシェルジュを増やすため2回目となる養成講座に取り組みます。

様々な関心を持つ市民に向けて、西洋館の特色を生かしたイベントを実施していくことで、西洋館の魅力をアピールしていきます。

なお、西洋館の維持運営に係る経費については、入館料や撮影への貸出による専用使用料により、確保を図っていきます。

- (1)一般公開 令和6年4月13日(土)~令和7年3月23日(日) ※延べ44日間
公開日は各月の土曜・日曜日を中心に、5・7・10・11月には平日の公開日を設けています。なお、12月~翌年2月までは冬期休館とします。
※公開日には、建物の見どころガイド(1日3回)、喫茶コーナーの営業を行います。

(2) 主な事業 ※現時点で実施、検討しているもの

- (ア) J A Z Zレコード鑑賞会 ※入間ジャズクラブとの共催事業
期日：5月12日（日）午前10時～午後3時 参加者：30名
 - (イ) 大正ロマン de こけ～ら散歩 ※入間市の文化遺産をいかす会との共催事業
期日：5月18日（土）午前10時から 参加者：21名
 - (ウ) 入間市西洋館の日2024 無料公開日 サクソフォン演奏会他
期日：7月7日（日）午前10時～午後4時
 - (エ) 七五三撮影会（予定）
期日：11月9日（土）
 - (オ) クリスマス茶会（予定） ※入間市の文化遺産をいかす会との共催事業
期日：11月24日（日）
 - (カ) 西洋館コンシェルジュ養成講座（秋以降4日間予定）
- (3) 撮影等貸出 年30日程度
貸出対象：テレビドラマ・映画・CM等の撮影、個人等の記念写真の撮影など
- (4) 西洋館来館記念品の製作・販売
絵葉書（12種類）、クリアファイル（5種類）、一筆箋、手ぬぐいの販売

5 旧黒須銀行復元修理工事

建物の保存活用のため、復元修理・耐震化等を行います。

期日：令和6年10月頃～令和8年6月頃（予定）

6 埋蔵文化財調査保存事業について

市内に所在する遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）において、開発等により破壊される可能性のある遺跡を工事の前に調査して記録保存に努めます。

- (1) 試掘・発掘件数 未定（「入間市埋蔵文化財調査報告書 第19集」刊行）

事業費 当初予算2,000,000円

（補助金 国庫1,000,000円、県費500,000円）

7 入間市文化財保存活用基金について

入間市の歴史・文化を感じていただける貴重な文化財を、将来にわたり大切に保存していくため、また魅力あるまちづくりにつながる活用を行っていくため、その事業に必要な資金を積み立てる基金を令和3年4月1日から設置・運用しています。

- (1) 入間市文化財保存活用基金（令和6年度分・6月末時点）

(ア) 寄附金 100,218円（1件 利子含む）

(イ) 募金箱 17,000円

令和6年度新規指定文化財一覧

No.	文化財の名称	種別	員数	所在地	所有者(管理者)	指定日
1	あいだつまぜんこくじゆんれいかんけいしりょう 會田津満全国巡礼関係史資料	有形文化財 (古文書)	34	入間市二本木100ほか	入間市教育委員会 個人	令和6年5月1日

広報いるま(5月1日号)掲載記事

あいだつま
「會田津満全国巡礼関係史資料」が新指定

江戸時代後期、二本木村の農婦・會田津満が7年かけて全国の寺社を巡礼し満願成就を果たした際の資料が、市の指定文化財になりました。女性の身分的・社会的状況を考究するうえで重要な資料です。詳しくは市公式ホームページ。 問 博物館アリット

